

令和元年度第1回  
板橋区男女平等参画審議会  
会議録

板橋区総務部男女社会参画課

会 議 名	令和元年度第1回 東京都板橋区男女平等参画審議会
開 催 日 時	令和元年10月7日（月）午後4時00分から午後6時00分まで
開 催 場 所	板橋区役所9階大会議室B
出 席 者	<p>〔委員〕 野村浩子 平山亮 吉田正幸（欠席） 木場真彦 小林英子 今井まき子 鈴木康彦 谷口典子 松岡智治 西川有理子 長岡直行 星賢人 秋山梨奈 亀岡恵子 外立勝也</p> <p>〔区側出席者〕 坂本区長</p> <p>〔事務局〕 総務部長 男女社会参画課長 男女平等推進係長 男女平等推進係副係長 男女平等推進係主任</p>
会 議 の 公 開 （ 傍 聴 ）	公開（傍聴できる） 部分公開（部分傍聴できる） 非公開（傍聴できない）
傍 聴 者 数	0人
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 東京都板橋区男女平等参画審議会委員の委嘱</li> <li>3 東京都板橋区男女平等参画審議会会長及び副会長の選出</li> <li>4 諮問</li> <li>5 板橋区長挨拶</li> <li>6 事務局からの説明</li> <li>7 質疑応答</li> <li>8 閉会</li> </ol>

配 布 資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女平等参画審議会委員名簿</li> <li>2 一人ひとりが輝くまちをめざして</li> <li>3 男女社会参画課実施事業概要（平成30年度）</li> <li>4 「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2025」策定方針について</li> <li>5 令和元～2年度行動計画の策定・評価に関わる審議会スケジュール</li> <li>6 男女平等参画に関する社会の動向（国・東京都の状況など）</li> <li>7 「いたばしアクティブプラン2020」の進捗状況から考える区の課題</li> <li>8 パンフレット「ひとりひとりが幸せな社会のために～平成30年版データ～」</li> <li>9 諮問文（写）</li> <li>10 課題出しシート</li> </ol>
所 管 課	総務部男女社会参画課男女平等推進係（電話3579-2486）

午後4時00分 開会

○男女社会参画課長 本日は、お忙しいところお集りいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、東京都板橋区男女平等参画審議会委員委嘱式及び令和元年度東京都板橋区男女平等参画審議会を開会いたします。本日は委嘱予定の15名のうち、14名の方々にご出席いただいております。

当審議会は、東京都板橋区男女平等参画審議会傍聴規程第2条の規定により公開が原則とされており、本日の皆様の発言は、後ほど公表させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日は諮問が終了し、各委員の自己紹介が終了するまでの間、私、男女社会参画課長が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、引き続き、板橋区長及び区の職員を紹介させていただきます。

—————区側の出席者紹介—————

○男女社会参画課長 それでは、本日の議事進行についてご説明いたします。

このあと、区長から委嘱状の伝達を行います。その後、会長、副会長の選出、そして、諮問という流れで進めさせていただきたいと思っております。

それでは、委嘱状の伝達をさせていただきます。

—————委嘱状交付—————

○男女社会参画課長 続きまして、会長及び副会長の選出を行います。

東京都板橋区男女平等参画基本条例施行規則第16条では、審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定めるとしております。

会長、副会長をお決めいただきたいのですが、本日まで皆様の自己紹介も行っていない中、大変恐縮なのですが、名簿をご覧くださいなどして選出をお願いしたいのですが、どなたかご意見をいただくことはできますでしょうか。

○委員 私から、僭越ながら、野村浩子先生に会長をお願いしてはいかがでしょうか。

野村先生のご専門は女性の就労支援やリーダーシップ、ダイバーシティの推進などでいらっしゃいます。こちらのテーマというのは、国が政策として進めている女性の活躍・推進とも、とても関連が深く、また、そのテーマが板橋区の行動計画にも反映させていくべきテーマだと思っております。ですので、野村先生にご専門を活かしてリードしていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○男女社会参画課長 ただいま、野村委員を会長にという推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

—————拍手—————

○男女社会参画課長 それでは、会長を野村委員にお願いいたします。

続きまして、副会長を選出いたします。会長のサポートをしていただく方ということになりますので、もし会長の方でご意向等がございましたら、どなたかご指名をいただいてもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○会長 ただいま、会長にご指名いただきました。よろしくをお願いいたします。

副会長選出の件ですが、女性の活躍推進のためには家事・育児・介護といったケア労働への男性の参加というのが非常に重要な課題となっております。そこで、社会学・ジェンダー論を専門とされていて、男性のケアを研究していらっしゃる平山委員にお願いできればと思っております。いかがでしょうか。

○男女社会参画課長 会長から、副会長は平山委員にというご指名をいただきましたけれども、皆様いかがでしょうか。

—————拍手—————

○男女社会参画課長 ありがとうございます。それでは、副会長は平山委員に決定いたします。ご協力ありがとうございました。

続きまして、板橋区長から男女平等参画審議会に対し、東京都板橋区男女平等参画基本条例第8条第2項及び第23条第1号及び第2号に基づきまして、諮問を行います。

○区長 東京都板橋区男女平等参画基本条例第8条第2項、第23条第1号及び第2号の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

令和元年10月7日。東京都板橋区長 坂本 健。

記。諮問事項。

1、「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画いたばしアクティブプラン2025」の策定に関する基本的な考え方について。

2、「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画いたばしアクティブプラン2020」の実施結果に関する総括評価について、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○男女社会参画課長 ありがとうございます。それでは、ここで坂本区長よりご挨拶を申し上げます

○区長 皆様、こんにちは。月曜日の大変お忙しい時間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、ただいま、男女平等参画審議会に対しまして、板橋区行動計画いたばしアクティブプランについて諮問申し上げました。会長様、副会長様をはじめ、板橋区の男女平等参画審議会の委員の皆様、お引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

板橋区は、男女平等参画社会の実現を目指しまして、平成15年3月に「東京都板橋区男女平等参画基本条例」を制定いたしました。これに基づき、平成28年3月に「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画いたばしアクティブプラン2020」を策定いたしまして、男女平等参画施策を総合的かつ計画的な推進してきましたが、令和2年度末をもって計画期間が満了することから、令和3年度を初年度とする新しい行動計画の策定をする必要があります。

政府は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように期待する」との目標を掲げておりますが、長時間労働を前提とした男性中心型労働慣行、あるいは、家事・育児・介護など、こういった役割の女性への偏重など、未だに女性がキャリアを形成しにくい環境が続いておりまして、その社会参画は十分とはいえない状況にあると考えております。

また、配偶者等からの暴力に関する相談件数については増加の傾向にございまして、近年においては、児童虐待との関連性が指摘されるなど、新しい問題も浮上してきております。

板橋区は、持続可能な区政経営を目指してSDGsを推進しております。その基本理念であります「誰一人取り残さない」社会の実現に向けまして、ジェンダー平等の達成はもとより、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが活躍できる共生社会をつくるために、ダイバーシティ&インクルージョンの推進が求められております。

こうした背景を踏まえ、新たな行動計画に関する基本的な考え方についてご審議をお願い申し上げます。

併せまして、より実効性のある取組を行うために、「アクティブプラン2020」につきましても実施結果を検証していただき、総括評価を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけど、私からのお願いでございました。

○男女社会参画課長 ありがとうございます。

恐れ入ります。審議会の途中ではございますが、区長は次の予定がございますので、ここで退席させていただきます。

○区長 ありがとうございます。

○男女社会参画課長 それでは、本日は初めての顔合わせとなりますので、委員の皆様からひと言ずつ、自己紹介をお願いしたいと思います。

—————委員自己紹介—————

○男女社会参画課長 皆様、貴重なお話をありがとうございました。

それでは、ここから審議会の司会進行は会長をお願いしたいと思います。

○会長 それでは、これから当審議会の役割やスケジュールなどにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○男女社会参画課長 会長に司会進行を渡したと言いながら、また私の方から説明をさせていただきます。

資料は、たくさん配らせていただきました。男女平等参画について非常に詳しい方も、そうでない方もいらっしゃるかと思いますけれども、私の方からは、今回皆様にお集まりいただいたこの審議会の中で行動計画、先ほど区長に諮問された内容、それをご審議いただくにあたり、板橋区の男女平等参画について、今日はざっとお話をさせていただきたいと思えます。

先ほど、委員からお話のあった板橋区男女平等参画基本条例について、東京都の中では板橋区が3番目につくった条例という、非常に素晴らしい条例だとお褒めをいただいている条例でございます。

私は男女社会参画課にきて3年目ですけれども、当初、外から見ていると男女社会参画は、女性差別を取り払うことばかりの印象を私自身は持っていましたが、来てみてそうではなかったということを本当に認識しています。

条例のあらましの一番上のところを見ていただくと分かりますけれども、“すべての区民が”となっています。性別に関わりなく、すべての区民が個人としての尊厳を重んじられ、誰もが生きやすい社会のために男女平等参画条例を都内で3番目に制定しているわけです。まだ制定していない区もありますので、そのぐらい区として当初、平成15年に思い入れをもって制定した条例であるということをまず皆様を知っていただきたいと思えます。

全部説明してしまうと長くなりますので、第8条行動計画というところがありますが、今まさに審議会と区で、答申、諮問でございますけれども、今もっている皆様の知識や、世の中の色々な動き、区が抱えている課題、そういったところを皆様と共有しながら、これから「いたばしアクティブプラン2025」という行動計画を、進捗状況を含めながらどのよう

につくっていくかということと一緒に考えていただきたいと思います。

それを考えていただく、この男女平等参画審議会が、第22条から第25条のところに書かれていますけれども、先ほど、区長から委嘱を受けていただきました。色々なお立場の方、知見もそれぞれ違うと思いますが、多様な立場から多様な意見を取り入れて、行動計画をつくっていただくために、この審議会で皆様に話していただきたいと思います。

ほかには、男女平等推進センターの設置というところがありますが、こちらも実は現在、当区としては課題になっているところですが、また追って詳細はお話できる機会があればと思っています。

全文は、お時間があるときに読んでいただければと思いますが、この審議会の位置付けであるとか、どういったことをここでお話していただくかというところは、こちらの資料2を見ていただければお分かりいただけるかと思います。

次に、資料3の実施事業概要についてお話をさせていただきます。男女社会参画課というのが板橋区の組織の中でも最も小さい部署でして、板橋区にお住まいの方や板橋区で事業をされている方でも、私どものやっている事業がなかなか皆様のところには届いていないかもしれませんので、改めて平成30年度の1年間に行った事業についてまとめております。

最初の「いたばし男女平等フォーラム」というのは年に一度の最も大きなイベントとしてやらせていただいております。昨年はこの講演で261人という多くの方に参加をいただきました。今年は20周年となり、グリーンホール全館貸し切りで姜尚中さんの講演と映画、色々な団体のイベントを開催します。今年も実は本日、募集開始でした。ずっとお申し込みの電話が鳴り続けているという状況で、既にもう百数十人の方からお申し込みいただいていると思います。一番人気のある講演だけでなく、若い方のキャリアのお話など、皆様に興味を持っていただける内容だと思いますので、もし機会があればお誘い合わせの上、お越しいただければと思います。

男女平等参画のセミナーは、色々な種類がありますが、お伝えしたいのが「パパ月間関連」のところですか。9月の終わりから10月にかけて講座を開催し、ここを見ていただくと2段目に副会長のお名前がございます。板橋区では昨年、「いたばしパパBOOK」という冊子を作成しており、育児中の女性の活躍のために板橋区のパパもどンドン家事・育児に参加していただこうと、10月をいたばしパパ月間と設定して、男性のケア労働への参加についてのセミナーを開催したり、板橋区役所の本庁舎1階の情報スペースで展示を行ったりしております。

11月には区役所1階のイベントホールで、来庁して通りがかりの方も含めて、LGBTの基礎的な知識について、講座をしていただきました。

女性の就労・社会参画というところも私どもにとって大事なテーマになっておりますので、起業については企業活性化センターさんとも一緒にやらせていただき、ママのための再就職セミナーなども行っております。

「子育てママの未来計画」、委員の方にご参加いただいたのがこの講座です。育児中のお母さんに向けた再就職セミナーを開催したときに、色々と活躍をされていたのに、結婚や妊娠・育児をきっかけに社会参画が思うようにできなくなって苦しんでいたお母さんたちに私が直接出会うことがあり、それをきっかけとして、東京家政大学の先生とお話をしたら、ぜひやってみましょうと始まったのが、この「子育てママの未来計画」です。行政も、どうしてもお母さんに対し母親役割をお願いすることが多かった中、母でもあるけれど、妻でもあるけれど、やはり「私」自身を大切にしてほしい、というコンセプトで行っています。今のところ、そういった角度で行っている講座はないと考えており、これは特別区区長会調査研究機構というところでも、現在、“育児中の女性の自己肯定感を上げるために”という研究を、板橋区が提案区としてやらせていただいている、とても興味深いテーマになります。

審議会委員の方で「LGBT」という言葉を聞いたことがないという方はいらっしゃいますか。そこは大丈夫ですね。よかったです。板橋区もまだ世田谷区や渋谷区、中野区のように条例やパートナーシップ制度を設けるといことは進んではいませんが、それについては陳情も出ており採択されていますし、去年は、当事者でもある渋谷区の課長をお迎えして管理職に向けてLGBT勉強会を開催したり、今日お配りした中にもある、LGBTの方の理解啓発のリーフレットや“アライ”を示すためのリボンを配布したりしています。

「ダイバーシティフェア」というのも、おそらく、ほかの自治体では取り組んでいないところだと思っております。当課はもちろん男女平等推進が主ではありますが、性的マイノリティをはじめ、条例にあるように、すべての方の生きやすさということを考えれば、ダイバーシティ&インクルージョン、多様な方が活躍していく板橋区にしていきたいという思いもあり、男女社会参画課だけではなく、それ以外に、例えば外国の方について所管する文化・国際交流課であるとか、障がい者施策を担当する障がい者福祉課であるとか、高齢者を担当している部署、子どもに対する政策を担当している部署、さまざまな所管課と連携をして一緒に開催しているのがこのダイバーシティフェアというものになります。これは去年、初めて開催し、委員の方にも講師をしていただきました。今年は、SDGsをテーマにして講座

を行う予定ですので、お時間がございましたら、ぜひ参加いただければと思います。

続いて、相談事業をご紹介します。男女平等推進センターというのは、先ほどの板橋区男女平等参画基本条例の中で男女平等推進センターの設置が決められており、男女平等を推進していくための拠点施設ということで定義付けられ、その中には相談の機能があることがうたわれております。

相談件数は、昨年度1,483件となっておりますが、一昨年と比べ2割以上、相談が増えています。当課としても色々なことがらで悩んでいる方に、誰かに言葉として出すことで自分の気持ちが整理できるということで、ネガティブな印象ではなく、ポジティブな印象で相談室を周知してまいりました。

また、LGBTの方の訪問相談はできませんが、電話による相談はできることをリーフレットで紹介したり、今までの相談でも行っていたのですが、「子育てママのカウンセリング」というものをあえて切り出し、育児中の女性がどんなことで気持ちに余裕がなくなっているかなど、それを聞いて、この先のことを整理することで自己肯定感を高めたり、この先の道が開けるのではないかと思ってカウンセリングを始めたりしました。「子育てママのカウンセリング」は非常にお問い合わせが多く、何回か継続してお話していただける方、場合によっては、そこからDVなど深刻な問題が見つかって支援につながる方ができた方など、相談室の存在をお伝えすることで色々な方にご利用いただいているという状況です。

今年度も、半期で750件の相談がありましたので、おそらく年間1,500件を超えるのではないかと考えています。1,500件というのは、実は行動計画において数値目標になっておりまして、区民の方から多く相談していただけるように努力しています。

男女平等推進センター登録団体連絡会というのは、男女平等に関わる団体に登録していただいておりますので、団体の皆様に、板橋区の男女平等参画施策の方向性などをお話ししてご理解いただいたり、皆様からも意見をいただいたりというような会合を行っています。

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援については、先ほど、区長の諮問の中でもありましたが、今、DVと虐待の関連性であるとか、今日もまさにそういった深刻な相談が実際にありまして、そういったところを新しい行動計画の中でも課題として入れていけたらと考えています。

配偶者暴力相談支援センターとしては、住民基本台帳事務における支援措置や保育園の入園手続きなどのためのDV証明の発行などをしてしておりますが、それ以外にも色々な役割を認識しております。ほかの自治体との連携を図っていくであるとか、区の組織に対しても、D

V被害者支援に対する理解をある程度していただくようにしなければなりません。間違っ  
て個人情報を開示してしまうという事件も未だにゼロにはなりませんし、その深刻さ、DVを  
受けている方が支援につながるまでが非常に長く、ご本人がDVと自覚するところも難しい  
場合がありますので、窓口では点で接しますが、その前には支援につながるまでに非常に多  
くの方の苦労があるという認識を、もっと窓口の方に持ってもらって、窓口対応一つが間違  
うことのないように啓発するということも、私は配暴センターの所長の役目だと認識して、  
取り組んでいるところです。

最後のところ、行動計画の策定・推進というところは、次の資料でご説明をしたいと思います。

では、資料4をご覧ください。

ここが今回、皆様が一番お伝えしたい内容ですので、中身を理解していただければと思  
います。

「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2025」  
策定方針について。

策定の趣旨ですが、板橋区では、「板橋区男女平等参画基本条例」に規定する5つの基本  
理念に基づき、2016年3月に「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたば  
しアクティブプラン2020」を策定し、男女平等参画推進に取り組んできました。「アク  
ティブプラン2020」の計画期間が2020年度をもって満了するにあたり、男女平等参  
画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後5年間の取り組  
むべき課題の基本的方向性を示すとともに、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推  
進するため、新たな行動計画を策定します。

基本的な視点ですが、「アクティブプラン2025」では、女性活躍推進に向けた取組に  
主眼を置いた「アクティブプラン2020」を継承・発展させつつ、持続可能な区政経営の  
重要な視点であるSDGsにおいて掲げられているジェンダー平等の達成に向け、未だ女性  
が男性より能力を発揮しにくい環境にある実情を踏まえ、あらゆる分野での男女共同参  
画に向けた施策を強化します。

また、ダイバーシティ&インクルージョンの視点から、互いに人権が尊重され、多様性を  
認め合い、支え合いながら、誰もが活躍できる共生社会の実現をめざしていきます。

そして、現行計画の進捗状況を踏まえた課題や、今年度実施する「板橋区男女平等に関  
する意識・実態調査」の結果を反映し、各種取組や事業の見直しを適切に行っていきま  
す。

先ほどの区長の諮問とも被る部分がありますけれども、こういったところで皆様にはこの先、審議をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

今年度実施するという調査ですが、これは既に終えて、現在、まとめる段階に入っています。今回、初めてLGBTやダイバーシティに関しての項目を含めておりますが、板橋区の男女平等参画について、区民の方がどのような意識を持っていらっしゃるか、どこに問題があるのか、皆様にご覧いただきながら、そういったことも踏まえてご審議をお願いしたいと思います。

計画期間は、こちらに書いてあるとおり5年間です。

計画の位置付けを確認したいのですが、本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に相当するものであると同時に、板橋区男女平等参画基本条例第8条第1項に規定する「行動計画」です。本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」でもあります。これは「いたばしアクティブプラン2020」では、めざす姿1、というのが板橋区女性活躍推進計画に位置付けられています。

また、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」もこちらに位置付けております。これもめざす姿3に板橋区配偶者暴力防止基本計画として含めさせていただいております。

次に、板橋区基本構想及び各関連計画との連携・整合についてです。

区では、平成27年10月に区議会の議決を経て基本構想を改訂し、平成28年度から概ね10年後の区の将来像を「未来をはぐくむ緑の文化のかがやくまち“板橋”」としています。この将来像の実現に向けて実施すべき中長期的な施策体系として「板橋区基本計画2025」を、基本計画を推進する短期的なアクションプログラムとして「いたばしNo.1実現プラン2021」を策定しています。

基本構想、基本計画以外にも、区には子育てに関する計画や地域福祉保健計画、産業の計画など色々な計画がございますし、子ども関連の計画など本計画と非常に密接な関係のなる計画もございますので、調整しながら本計画を策定していくという位置付けをお願いしたいと思います。その下は各計画の説明です。

次に、検討体制及び策定方法というところ、図もありますのでご覧ください。審議会が左の中央部分にございますけれども、こちらが今、区長から諮問を受けたところがございますので、皆様にご審議いただいた内容を、区長に答申していただきます。また、区内組織である男女平等参画推進本部や幹事会などとも調整を図り、区民のパブリックコメントも入れ

ながら、行動計画を策定して、実施をしていきます。

最後のページは、策定スケジュールとなります。

次に資料5は、今後、どのような内容を皆さんにお集まりいただいて話していくかというところをスケジュールにさせていただきました。

ご説明したいのが11月のところ、個別説明とあります。皆様の中にも、私より男女平等参画に詳しい方々はたくさんいらっしゃると思いますが、もし、ここに参加するに当たり、まだあまり男女平等参画がわかっておらず、板橋区の男女平等参画の現状や、男女平等参画のどういうことが課題なのか疑問がある方がいらっしゃいましたら、ご説明に伺いたいと思っています。お集まりいただく回数も限られている中ですので、何か分からない点などがあれば、すぐにご説明していきたいと思っています。皆様に活発なご意見をいただきたく、こういった機会を設定させていただきましたので、ご希望あれば、ぜひご利用ください。

資料6は、事務局の方で、男女平等参画に関する社会の動向を簡単にまとめさせていただいた資料です。

SDGsはご存知で積極的に取り組んでいる方も多くいらっしゃると思いますが、私どもとしては、ジェンター・ギャップ指数というのが非常に気になるところです。日本の順位が低いというのは色々ところで課題として挙げられていて、何とかこの政治経済の部分の低さは何とかならないのか、地域でできることがあればと考えているところです。

国の動きについて、女性活躍推進法、これは先ほどの女性活躍推進計画を策定する根拠となるものですが、これが施行されています。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行が昨年ありましたが、なかなか大きく報道されず、知らない方もいると思いますし、これが施行された後の内閣に女性が一人しかいなかったというのも考えさせられる出来事でした。

また、本当に難しい問題だと感じておりますのが、通知と書いてある「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について」です。最近、裁判の件で報道が多かった目黒の事案もありましたが、野田市の虐待事案があつて、これが出ています。

児童虐待とDVというのは非常に密接で、児童福祉法が改正され、面前DVも必ず通報という義務になってはいるけれども、DVを受けている母親と虐待を受けている児童、その両方がいるご家庭をどう救うかというのが、法も分かっていたり、体制もいろいろあつたりと、連携が非常に難しいところで、それは私どもが今、一生懸命、現場レベルでお互いにコミュニケーションをとって調整を図っていかなければならないと思っていますところです。

次に、東京都の動きについて、最近の出来事といえば、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現をめざす条例」です。性的マイノリティや、いわゆるヘイトスピーチについて、差別的言動の解消に向けた条例になっています。

ほかにも、事務局でいくつか挙げさせていただきましたので、お時間がございましたらご覧ください。

次が資料7です。行動計画については、毎年1回、実施状況報告書を作成し、公表することが条例で定められています。「いたばしアクティブプラン2020」の3年分の実施状況報告書を抜粋してまとめたものがこの資料になります。

資料8は、平成30年度版の国のデータです。先ほどお話したジェンダー・ギャップ指数も載っていますが、私が注目しておりますのは、3ページの「M字カーブ」です。M字カーブは、以前に比べたら大分浅くなったのかもしれませんが、国としては女性の就業率が大分上がったということを言っていますけれども、正規・非正規の問題ですとか、男女格差はまだ埋まっていないのが現状です。家事・育児の負担など、色々な問題があるとは思いますが、その辺りのことがこのデータからも読み取れると思いますので、審議の際に参考に見ていただければと思います。国全体の男女共同参画の課題がどこにあるのかというのがデータとして見られるところだと思います。

ひととおり資料の説明をさせていただきました。説明は以上になります。

○会長 丁寧なご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を受けまして、何かご質問はございますか。コメントでもよろしいでしょうか。

○男女社会参画課長 もちろんです。

○委員 先ほど、児童虐待とDVということが密接に結び付いているけれども、窓口はどちらかということなど、お話があったと思います。私自身も最近の痛ましいニュースがある中で、非常にこの点に関しては関心もございますし、区として取り組んでいることは非常に意味があると思っています。

その上で、福祉の現場や行政の中で、流れだったり当事者のサービスだったりとか、相談窓口へのアクセスがしづらいというところが、あらゆる点において非常にあると思っています。

先ほどのお話の中では、DVの部分と、児童虐待の部分の、窓口であったり対応であったりを、より統合していくとか、簡易化していくみたいなお話が出たと思いますが、具体

的に現状どういった課題があって、それに対してどういうアクションが必要だと区として考えているのか、参考にお話を聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

○男女社会参画課長 ありがとうございます。

統合するのは難しいかと思っています。児童相談所が区でも設置できるようになるという話もありますが、現在、児童虐待に関する相談は、主に子ども家庭支援センターというところが窓口になっており、男女社会参画課は配偶者暴力相談支援センターになっています。

先ほどお話ししたように、ご夫婦間でDVを受けている、そこにお子さんがいたら、そのDVを見ているお子さんにとっては、それは面前DVであると言われています。先日、私も研修を受けてきましたが、DVの問題があるご家庭は、ほぼ面前DVでお子さんが虐待を受けているという考えがありますので、そのため私どもとしては、お子さんがいるかどうか必ず確認をするようにしています。一方で子ども家庭支援センターは、お子さんが虐待を受けているという通報の元に、お子さんの救出で動く、お子さん第一というところがあります。

DVというのは、ご自身が自覚するまでにとっても時間がかかります。蹴られても、怪我しても、それこそ頭の骨を折って入院して初めてDVだと周りに言われて認識することもあります。やっと窓口いらして、私たちが相談者に寄り添って支援を開始するところまでが非常に長いのです。やっとそこで支援に繋がったときに、お子さんも被害を受けていたことが気付かれる。そこにお子さんを守ろうとする機関が入ったときに、私たちがずっと築いてきた相談者であるお母さんへの寄り添いの部分を、あまりそこに重きを置かずに、お子さんの支援をどんどん進めようとしてしまうと、DV被害を受けている方の心理状況はとても言い表せるものではありませんが、ご自身の判断能力などが正常でなくなっている場合もありますので、子どもを救う側の機関とのスピード感や、持っていきたいところが、なかなかついていけないところがあります。

それぞれの立場で支援している対象者が違うので、相手の状況もそれぞれがきちんと理解をした上で、一緒に両方を救う考えでやっていかなければなりません。お子さんだけを救おうとして、お母さんにきちんと子どものことを守らせたりするのは、なかなか難しいことです。お母さんとお子さんの両方をどう支援していくかという角度で入っていくという考えが、本当は多分それをやっているところはたくさんあったのだと思いますが、国がそれを示したのが最近のことですので、現場レベルでそれを一緒にやりましょうと言っても、子どもを救うのが優先であるという考えが強かったりすると、どうこちらの側の長くかかったDV被害者の寄り添いを守りながら一緒にやるか、というところが難しいと感じています。

○委員 非常によく分かりました。社会的弱者である女性に対してDVがあるということに気付かない限り、児童虐待というのも気付かないという部分、子どもは声を挙げられないと思うので、そういった意味でどうアプローチしていくかということがすごく参考になりました。

この点は、ほかの部分で福祉に対するアクセシビリティという観点からも非常によい理解が得られたと思います。ありがとうございます。

○会長 何かコメントなどありますか。

○委員 DVの相談の多くは本当にご自身がDVだという理解をしていなくて、もちろん今は、殴る、蹴るだけが暴力ではなくて、心理的な暴力も経済的な暴力も社会的に行動を制圧するような暴力も、すべてDVであるということは大体皆さん分かってきているとは思いますが、いやいやまだ殴られていないし、とか、切られただけだし、という案件が多くあります。

DV被害者の方は支配されている時間が長いので、言うことが行ったり来たり、訳が分からなくなっているのでは、一見すると本当にお母さんがおかしいのではないかしら、とまわりの方は思ってしまうのですが、長らく相手に支配とかコントロールされて自分が悪いと思わされているので、普通に会話していて会話が成り立たないようなケースが本当に多々あります。

長らくDV家庭で育っていると、お子さんも発達障害のような症状が出るということもありますし、私どもの相談電話の中では高校生ぐらいのお子さんがお父さんとお母さんが喧嘩していて家に居場所がないからと言って、それで問題行動ですとかそういったことで新宿の町に出てもう帰れない、というようなケースが多々あります。

相談電話ですとよく耳にするのですが、支援が縦割りになっている問題点ですとか、区だけではできないかもしれませんが、一つ一つ解決していけたらと思います。

○会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか、お願いします。

○委員 最近、子どもに対する性被害ということの問題が明るみに出るようになってきました。それに対する司法の判断というのが、私なんかからすると納得できないところがあります。もちろん発達の段階に応じてですけれども、やはり性に対するきちんとした教育というものが、子どものときからなされていないというところがかなり問題ではないかと思います。

昨夜、ドキュメンタリーを見ていて驚いたのですが、小学校に入るか入らないかの代から実の父親に性被害を受けていたという女性がいて、何しろ5歳か6歳でそういうことを

されても自分で一体これは何なのかも分からなかったと言っていました。父親は、皆やっているよ、と言うので、そういうものかと思っていただけ、長ずるに従って、やはりあれはおかしかった、とやっとながれ、それがもう中学や高校に入るぐらいになってからだったということでした。

もちろん小さな子どもに最初から男女の性交などということ教える必要はないとは思いますが、それぞれ自分の体を大事にするということ、それから相手の体も大事にするということ、年代に応じてきちんとした性に対する教育というのは、とても必要なことではないかと思えます。

公立の小中学校では保健体育の教科書の中でもあまりきちんとした性教育ということを取り上げてきませんでした。原因の一端はそこにあるのではないかという気が私にはしておりますので、ぜひ、子どもの年代に応じたきちんとした性教育ということ、どこかで取り上げてほしいと思っております。

○会長 事務局からいかがでしょうか。

○男女社会参画課長 ありがとうございます。

実は、最近の一般質問においても若年女性の性被害、性暴力について、この計画の中で取り組んでほしいという要望を受けまして、この審議会の中で検討してまいりますという答弁をさせていただいております。

先ほど居場所がないというお話もありましたけど、望まない妊娠もそうですし、そういった若い女性が全く教育を受けないことで、自分の身を守る術すら知らずに被害を受けて一生を傷ついた形で送るということ、板橋区の若年女性においても、一人でも防ぎたいということは以前から思っております。

現行の行動計画では、具体的な取組が少ないところでもあり、世の中では、“me too”の運動なども起き、色々と動き始めたところですので、若年女性の性被害防止であったり性教育であったり、何かしらの形は残していけたらと思っております。

○会長 ありがとうございます。そのほか、ご質問、ご意見をどうぞ。

○委員 今、ご説明をしていただき、どの問題に関しても頷けるものばかりですが、男女、というものであったり、LGBTとかダイバーシティ、というものになってきたりしますと、かなり問題が多岐に渡るという印象です。いただいた資料を読んでも途方もない気持ちになってくるというのが正直なところ。重点を置くところというか、コアになるところは一体どこなのか、私自身がまだつかめていないので、全てが大事に思えてしまうと

いうところにいます。

色々なバックグラウンドをお持ちでかなり知識を持った皆さんばかりですので、この審議会はまだ始まったばかりですけれども、例えば委員の方それぞれのカラーによってどこに重点を置いていくとかということのを可視化していきたいと思っています。資料をたくさんいただいている、とても大事なことが書いてあると思いますが、ぱっと理解ができないというのが正直なところなので、審議会の中でも理解をクリアにして、かつ、外に出すときにも、重きを置くところと周辺のテーマという形で分けられるような方向性にしていき、私自身も理解を深めていきたいと思っています。

○会長 その辺り、事務局としてはいかがでしょうか。

現時点での重点の項目というか、コアになるところ、ひょっとしたらキーワードのようなものを皆で見出した方がいいのかもしれないですけれども、その辺りのメリハリの付け方で、何か事務局でのイメージがあれば、もしなければ皆で意見をしながら、ここを重点にしましょうという話をしていくことになると思いますが、いかがでしょう。

○男女社会参画課長 最初にご説明した策定方針のところ、SDGsを踏まえながら、新たに加えるダイバーシティ&インクルージョンの視点は、大きなテーマになっています。これまでの行動計画では、このことは少ししか触れられていなかったもので、今回はそこをしっかりとやりたいと思っているところです。

それ以外の目安としては、実

施状況報告書の中で達成となっているところは、ある程度目標としたところは順番にクリアしていると思っています。ただ、どうしても達成してはいないけれども、ここでどうすることもできないという部分もあるかもしれないのが、審議会委員の女性割合です。国の政治分野においても、なかなか進まないのと同じで、どのように進めていくがよいのかと思案しています。また、区の組織においても、女性管理職が非常に少ないことが課題としてあります。

後は、区民のための行動計画ですから、調査の結果を見て気になる部分を取り上げたり、調査だけでは見られない社会的な課題に取り組んだりしていきたいと思っています。

○委員 ありがとうございます。

○男女社会参画課長 現行の計画でいえば、めざす姿1から4まで全てを毎回話していくと進行しづらいと思いますので、分科会に分かれて検討するというやり方をしようかと考えています。専門を持っている方には、それぞれの分野に分かれて入っていただき、より審議を

深めていただいて、また皆さんで共有をして一致させていこうと考えておりますので、皆さんと相談しながら進めていければと思います。

○会長 ありがとうございます。

調査結果は、12月の次回の審議会で発表していただけるということで、その結果も踏まえていくということでお願いします。

そのほかは、よろしいですか。

皆さんが考えている間に私が場つなぎとしてお伺いしますが、先ほど、ダイバーシティ&インクルージョンを新たに重点課題とするとおっしゃったのですが、前はそれほど大きく取り上げなかったものの、今回、そこを重点にしようとお考えになったのはどのような意図でしょうか。

○男女社会参画課長 当初はこの計画も、まずは男女平等参画、男性・女性という分け方でつくられたかと思いますが、私が着任する前後のところからLGBTの条例やパートナーシップ制度という話が盛んになり、そこも当課の仕事となりました。

いざ取り組もうとしたときに、男性と女性、そして性的マイノリティ、ということだけではなくて、世の中には色々な立場とかマイノリティといわれる方が多くいる中で、そこだけの生きやすさを求めている、本当に全ての区民の方の幸せを実現できるのだろうかと考えました。その時に、渋谷区の課長さんによるLGBTの講座の中で、性的マイノリティの問題も女性の問題も一緒にやっていかなければいけないというお話をされていて、それが腑に落ちました。

女性のこと、女性の問題、と言ってしまうと、なかなか男性には理解していただけないこともあります。男性・女性のこと、性的マイノリティの方のこと、障がいのある方のこと、皆さんが生きやすい世の中をつくっていくという、全体で見て、広く見ていた方が多くの方に理解をいただけますし、自分のこととして考えていただける、そういう板橋区になってほしいという思いがあります。

本日、“いたばしグッドバランス”というチラシを皆さんに配布しました。もともとはワーク・ライフ・バランスに取り組み、皆が仕事しやすいような板橋区にしようというところから、「いたばし good balance 会社賞」という表彰制度をつくっていましたが、ワーク・ライフ・バランスだけでは仕事と生活の調和が整えにくいのではないか、ダイバーシティ、多様な人々に対する多様な働きかけ、それを両方やっけないといけないのではないか、ということでダイバーシティ&インクルージョンという言葉を出して取り組みをはじめたと

ころです。

23区の中でも、はっきりとダイバーシティ&インクルージョンという言葉を出したり、ダイバーシティフェアなどの取組をしたりしているところは、あまりないと思います。ダイバーシティというカタカナが分かりにくいですとか、色々ご指摘はいただいておりますが、民間企業ではずいぶん前からそういった考え方を出しており、間違った方向ではないと感じているところではあります。

○会長 ありがとうございます。

そうですね、民間企業ではダイバーシティ&インクルージョンという実態はともかくとして言葉としてはかなり浸透していますけども、自治体ではその言葉を前面に出しているところは少ないということなのですね。都内でも先駆的な区ということで、頑張りたいと思います。

それでは、どうぞ。

○委員 私自身もLGBTの当事者でありまして、特にG、ゲイという部分になります。男性として生まれていて自分のことを男性だと思っていますが、好きになる相手が、いわゆる多数派は異性が好きになると思いますが、同性が好きになるということで同性のパートナーの方と一緒に暮らしているという背景があります。そういった視点では、私からぜひ色々とお話をさせていただいたり、情報提供させていただいたりしたいと思っています。

先ほどのお話の中で、幾つか大きなテーマがあるのではないかとこのところ新しくダイバーシティ&インクルージョン、特にLGBTというのは今後、審議会の中でも非常に大きなテーマになってくるのではないかと考えております。私自身も次の審議会が始まるまでに基礎となる部分をつくっていったらと思っていますが、やはりLGBTというテーマをなかなか理解されていない方であったり、それがなぜ全ての人に繋がるのかという部分が見えていなかったりする方もこの場にいらっしゃると思うのですが、そういった部分での、知識補てんというか、知る機会が今後あるのでしょうか。

○男女社会参画課長 ありがとうございます。

そういった機会について考えていなかったのですが、11月に区役所2階の人材育成センターで企業向けのLGBTセミナーをしていただくことになっております。企業の方も今、事業継承であったり、人材確保であったり難しい部分がある中で、多様な人材の能力を活かしてほしいと企業向けにお話をするのですが、基礎知識の部分はどうなたにでも聞いていただけますので、委員の皆様お忙しいとは思いますが、もしご都合が合えば参加していた

だきたいと思います。

○委員 審議会の中ではもしかしたらないかもしれないですけど、そういったものをさせていただくので、ぜひ、参加していただきたいですし、来年度からパワハラ関連法案の中で、このLGBTに対する差別的言動というのが明確にセクハラになります、ということが、今後、国でも定められていくところになるので、ぜひ今後、中心テーマの一つとして皆さんとお話をできたらと思っています。

○会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

○委員 ジェンダー平等のことというのは、もちろん重点的に色々なことをやっていくのも大事ですが、全ての施策を横串にして考えなくてはいけないと思っています。

教育の分野でも福祉の分野でも、また例えば、まちづくりとか健康とかの防災の分野でも、ジェンダー平等の考えが全てにあるということが大事だと思います。

どれをやっているか分からないとなってしまうのも本当に盛りだくさんなのでそうなのですけど、全てに男女、男女といってしまうだけでは好ましくないので、LGBTの方も既に含めてだと思えますけれど、すべての人が生きやすくなるためにということの視点の1つとしてジェンダー平等というものを横串にしていくのがいいのではないかと考えております。

もし、重点的とは何かということでしたら、私が事前にプランの実施状況を見てきまして、停滞となっているものが、女性の審議会委員の人数、あらゆる分野での男女共同参画促進のところ、停滞となっているのが1カ所だけでした。ですので、そういったところは力を入れていくのがいいかと思いました。

○男女社会参画課長 ありがとうございます。

この実施状況報告書は、議会の企画総務委員会でも報告されるのですが、毎回ここを厳しく指摘されております。

こういった審議会の委員というのは、担当する部署からアプローチをして依頼をするわけですが、担当する部署がジェンダー平等の意識をどれだけ持っているかということが大きく関係します。

男女社会参画課と総務課で、審議会委員の委嘱の際には女性を何割に、という依頼の文章を出しておりますが、実際に依頼するときにはどれだけ意識しているかという部分、また、充職という言い方も変ですけども、例えば、防災関係の会議ですと、警察署、消防署というところのトップが並びますと、そういったところのトップが女性であるとニュースになるぐ

らいでして、実際にはあまりいないのが現状ですので、本当に女性の割合が少なくなってしまいます。

果たしてそれをそのままにしているのかというところで、今回は若干踏み込んで、部署ごと、組織ごとの審議会委員の男女比を出してみました。審議会委員の割合は40%を目標としており、予想のつく部分もあったのですが、福祉部や教育関係は目標達成、子ども関係の審議会も3割を超えていました。低いのが土木関係や、政策経営部などの基幹系でした。

区の組織自体における配置にもそういった部分がありますので、難しい問題だと思っています。組織における女性活躍、女性管理職の割合も併せて課題として皆さんに知ってもらい、考えていけたらと思っています。

○会長 貴重なご提起ありがとうございました。

○委員 私は、どれか1つを重点的にやるということではなくて、色々な幾つかの部分は、やはり全部繋がっていると思っています。

この「名もなき家事」というのは本当に素晴らしいと思うのですが、何が素晴らしいかというと、具体的に一つ一つ、本当に細かいことが書いてあるところです。おはしを出すとか、献立を考えると、もっと色々なことがあると思います。

DV被害者の方について、女性が何でも家事をこなし主導権をにぎってきっちりやっているという話をあまり聞きません。私自身も家事がおろそかになるところがありますけれども、そういう自分の中でこれはウィークポイントだと思うところ、そういうところを男性がつついてきます。そこから、小さなDVが始まる。それはモラハラということでこちらは暴力をふるわれて、そうすると女性の方がやらなければいけないことをやっていないと言われてしまいます。

本当は共同社会なので、皆が同じようにやらなくてはいけないという教育を、今はやっていると思いますが、その辺りを小中学校でやっているかという、そういう教育の問題もあります。私は、昭和30年代生まれですので、男性は技術科、女性は家庭科、そのように分けられて育ちました。そうすると同世代の男性に対して、男女が平等にやるのは当たり前というのは、なかなか難しいことです。

これは私の仲間うちでもよく話に出ることですが、例えば、パンツをしまおうとかそういうこともポストイットでパンツはここ、下着はここで靴下はここ、として、子どもをもってやる場合には、そういう細かいことを一つ一つやっていくというのが大事だということです。男性もそんなところに置いちゃったの、と言われると、そういうことを今度は「家事ハラ」

というらしいですけど、男性が外で働いて、女性が家で家事をやっているという家庭で育った人が、この10年ぐらいで急に変わってきたことを、男性にぱっとやるというのはなかなか難しいので、一つ一つこういうふうに関々の例を吸い上げてやっていくといいと思います。

私はLGBTについて色々勉強はしていますが、医者でありながらあまり知識がありません。男性と男性、女性と女性、同じような気持ちでお互いのことを女だからこれやって、男だからこれをやるべき、男はこういうふうには強くないといけない、という垣根をなくして一緒にいられるから非常に心地よいのかしら、と私は感じていました。そのように勝手に考えていたのですが、開業して色々な方と出会いますと、女性同士の方がいらっしゃる場合があって、その方々は同じではありませんでした。女性同士でも、男性的な人が女性的な人に対して、これやっつけ、はい、はい、わかりました、といった感じで平等でなくて、それは非常に驚きました。

どちらかが主導権を握って威張ることがよくないと思うのですが、例えば、私が気が弱いからだめなんです、私が悪いんです、といった文言が出た時点で、その人はもしかしたらDVを受けているかもしれないとか、そういったことを一つ一つ、こういう事例があるという具体的な文言やキーワードを示すことができないかと思います。

私は医者ですが、一つ一つの患者さんの訴えとか、一つ一つの症状、そういったものが最終的に診断のフローチャートとなります。皆、こういう病気はこうだ、と言うのですが、本当は皆一人一人違って、AとSとVがある人と、BとSとVがある人と、というように症状とその病名というのは決まってくるので、ぼんやりと全体的にこの人は風邪だ、と言うのではなくて、扁桃炎と中耳炎なのか、気管支炎になっていないのか、肺炎になる前がこういう状況なのかということを見極める必要があります。

カーテンの開け閉めなど簡単なことですが、いつでも女の人がやっているのをやめるとか、活躍していらっしゃる女性だったら旦那さんが何をしてくれたか、とか何か具体的なものを一つずつ持ち寄るのはどうかと思っています。

そういったことを、自分たちもそうですし、下の世代の人に対して教育をしていかなければなりませんし、今まで旧弊な状態で育っていますから、それを変えるのはなかなか難しいことですので、一つずつ具体例を持ち寄って、こういうものが危険なワードであるとか、こういうものが素晴らしい男女平等に繋がる言葉であるとか、性差に関係なく、皆が幸せになるように、もちろん家事が大好きで外で働くのが嫌いな人もいますからそういう人をいいと

か悪いとかいう必要はないと思いますし、その人同士が満足していただけるのがどういう文言とか、どういう行動からくるのかというものを持ち寄るといのはどうかと思っています。

こういった名もなき家事のチェックリストのような感じで、何とかチェックリスト、ではないですけど、そういうのが増えていくと自分ももしかしたらこれってモラハラを受けているのかもしれないと皆が分かるようになる、そういう教科書的なものを策定するというのがよいのではないかと思っています。

○会長 ありがとうございます。

私も元編集者として、この名もなき家事は大変よくできているなと思いました。

そろそろお時間ですが、折角ですのでこれを編集された委員に一言いただけますでしょうか。

○委員 これは4人の編集委員の方々、主婦の方が3人と私で、話し合った結果です。やはり、見えない形にされている色々な負担があり、それもすごく問題なのではないかという意識が皆にありましたので、それでこういう表紙になりました。

これをつくっていく中で、これまであまり問題として捉えてなかったものが実は問題だったのではないかということが、自分自身も見えてきましたし、その過程で色々な方にも意見を聞きましたが、その方々もそういう感想をおっしゃられたりして、非常に有意義だったと思いました。

私の個人的な感想もよろしいでしょうか。私は、もちろんすべての問題がつながっているとは思っていますけれども、一番大事なのは経済的な自立、そこが重要だと思っているので、男女とかそういうことではなく誰もが無理なく経済的に自立するための取り組みが必要だと思っています。

そして、今の社会ですと、会社勤めの方がかなり多いので、会社、企業に向けてどういう取り組みをしていくかということが重要だと思っています。ですので、評価のところ、めざす姿1の「女性が活躍できるまち」のところは、ほとんどどの部分も順調となっているのですが、これをあまり順調ということで、置き去りにするということはないと思いますけれども、あんまり順調にきているから大丈夫だと思わずに、どんどん進めていった方がいいのではないかと思いました。

○会長 ありがとうございます。

色々なキーワードが出てきたところで、またこれから進めていくのが楽しみになりました。

もう少しお時間があれば皆様にお話を伺いたいと思いますが、恐縮ですがお時間が迫って

まいりましたので、事務局から今後の連絡事項などありましたら、お願いします。

○男女社会参画課長 長い時間、ありがとうございました。

次回の審議会ですが、12月26日の10時からでお願いをしたいと思います。場所が決まりましたら、開催通知を送らせていただきます。

次回の審議会では、新たな行動計画で取り組むべき課題を抽出させていただいて、計画の目標やめざす姿の検討を予定しています。意識・実態調査の結果も皆さんにお配りしながらご審議いただけるかと思っております。

また、これは宿題で大変申し訳ないのですが、皆さんに「課題出しシート」というものを配らせていただきました。今日は本当に多くの方から活発な意見を出していただきましたが、ここでお話をされていなかった方も、委員として参加していただく中で率直に今、考えていること、今のご自身の思いで結構ですので、ぜひ記入していただきたいと思っております。記入する際に、何かわからないところがありましたら、お声がけいただいて、そうしましたら、お話を伺いに行ったり、ご説明に行ったりしたいと考えておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

また、11月27日の19時から、ダイバーシティフェアの一環として、LGBTの方の基礎知識と企業の中でどのように取り組んでいくか、そういった話をさせていただくことになっているので、ぜひ、ご興味ある方、ご友人もお誘いあわせの上、お越しいただければと思います。私の方からは以上です。

○会長 ただいまの事務局からの説明に関して、何かございますか。

○委員 今の27日の講座は、直接伺って大丈夫なのでしょうか。

○男女社会参画課長 申し込み方法は後日ご案内します。ご興味を持っていただき、ありがとうございます。

○会長 そのほか、何かございますか。よろしいですか。

それでは、長時間にわたりありがとうございました。これを持ちまして、本日の東京都板橋区男女平等参画審議会を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。

午後6時00分 閉会